

鳥羽市中小企業支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国及び三重県が実施する補助金制度の採択を受けた小規模事業者等に対し、市独自の自己負担軽減支援補助を行うことにより、事業者の投資を促進し、地域経済の持続的な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国補助金 小規模事業者持続化補助金をいう。
- (2) 県補助金 三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、国補助金又は県補助金において交付決定を受け、かつ当該補助事業が適正に実施され、交付確定を受けた事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に主たる事業所を有する事業者
- (2) 国補助金又は県補助金の交付確定を受けた者
- (3) 市内において事業を営んでいる者
- (4) 市税等を滞納していない者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、国補助金又は県補助金の交付確定額に次に掲げる補助率に相当する額とする。ただし、同一事業に係る国、県及び市の補助金の合計額が補助対象経費の額を超えないものとする。

- (1) 国補助金（補助率 $2/3$ ） 交付確定額の $1/4$ に相当する額
 - (2) 国補助金（補助率 $3/4$ ） 交付確定額の $1/6$ に相当する額
 - (3) 県補助金（補助率 $1/2$ ） 交付確定額の $1/2$ に相当する額
- 2 前項の補助金の額は、国補助金又は県補助金の補助対象経費及び交付確定額

を基礎として算定するものとする。

3 算定の結果、補助対象経費を超える場合は、当該超過額を減額するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、国補助金又は県補助金の交付確定を受けた日から1月以内に、中小企業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に当該補助金の交付確定通知書の写しを添付して、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国補助金又は県補助金の交付決定を受けた者は、交付決定通知を添えて、本市補助金の交付申請を行うことができる。

(交付決定)

第7条 前条の規定による交付申請があったときは、これを審査し、中小企業支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定を行う場合においては、本市補助金の交付額は、第5条の規定に基づき算定されるものとする。

3 前項の交付決定は、国補助金又は県補助金の交付確定を条件とする条件付交付決定とすることができる。

(補助金の請求)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付額を決定した後、補助対象者から提出された中小企業支援事業補助金交付請求書（様式第3号）により補助金を交付するものとする。

(補助金の交付年度の特例)

第9条 この要綱に基づく補助金については、国補助金又は県補助金の事業実施期間その他やむを得ない理由により、事業完了及び交付確定が翌年度となる場合であっても、当該補助金を交付することができるものとする。当該補助金については、予算の範囲内において、翌年度に交付することができるものとする。

2 前項の規定により補助金を交付する場合における交付申請期限は、国補助金又は県補助金の交付確定日から1月以内とする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、虚偽その他不正の行為又は補助対象要件を満たさなくなったことにより補助金の交付を受けたと認めるとき、更に国補助金又は県補助金の交付決定が取り消された場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月19日から施行する。